平成２３年（フ）第４４号
新潟市東区有楽３丁目８番地８　宮嶋アパート101号
債務者　加藤　雅樹
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
新潟市西区上新栄町３丁目３番25号　コーポ小林６号室、前住所新潟市中央区高志２丁目４番18号　メゾンロベリア１－Ｆ
債務者　木村　一裕
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３号
新潟市中央区関屋大川前１丁目11番11号　阿部アパート１Ｆ、前住所新潟市中央区文京町９番18号　アドラブール文京町３－Ｅ号
債務者　井越イツ子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
新潟市中央区古町通４番町634番地　第３ロイヤル礎306号
債務者　渡部　清美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
新潟市西区五十嵐２の町7853番地　コーポいなばＡ棟202号、前住所新潟市西区小針１丁目２番17―12号
債務者　楡井裕一郎
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
新潟市西区小針台２番37号　ダイアパレス小針台206号
債務者　佐々木祐子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４７号
金沢市駅西新町１丁目31番１号、従前の住所金沢市上荒屋２丁目11番地１
債務者　清水　理恵
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９１号
静岡県御殿場市保土沢584番地の４　ロワイヤルフジガーデンＣ202、住民票上の住所静岡県裾野市水窪233番地の22
債務者　小池　　守
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
静岡県三島市谷田380番地の１　ぶるーめ室伏302
債務者　青野　静子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
静岡県三島市谷田380番地の１　ぶるーめ室伏302
債務者　青野　　進
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
静岡県沼津市下香貫汐入2175番地の９、前住所静岡県三島市多呂44番地の３
債務者　多田　太郎
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
静岡県御殿場市川島田796番地の１　フローレンス川島田
債務者　諸星　　宏
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６７５号
京都府八幡市八幡三反長56番地 25棟2502号
債務者　川口ふじ子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３４号
京都府向日市寺戸町西野辺１番地の９
債務者　江口　大輔
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５６号
京都市右京区太秦堀ケ内町30番地27　サザンシャトー208号
債務者　武田　勝美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２６号
京都市西京区上桂東ノ口町194番地　ラ・ティエール桂302
債務者　石田　由憲
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係